

# 寺泊小木間の高速船チャーター便を利用した旅行商品造成事業 公募要領

令和6年5月10日  
長岡佐渡広域観光協議会

長岡佐渡広域観光協議会は、観光振興を目的として、寺泊と小木間で運航する高速船をチャーターし、これを利用した旅行商品を造成・販売する事業（以下、「本事業」という。）を実施する者を以下の要領で募集します。

## 1 事業の目的

寺泊・小木間の航路を活用した魅力的な旅行商品が造成・販売され、多くの観光客が寺泊・長岡地域、佐渡地域を訪れることにより、両地域の振興を図るとともに、当該航路の観光航路としての可能性を探ることを目的とする。

## 2 事業の内容

### (1) 使用船舶

粟島汽船が所有する高速船「きらら」

### (2) 運航航路

寺泊港（長岡市）～小木港（佐渡市）

### (3) 運航可能日

次に掲げる期間内とする。（3日間）

8月20日（火）～8月30日（金）

### (4) 航行時間

片道1時間程度

### (5) 販売可能座席数

最大片道126座席

### (6) 運航ダイヤ

原則として、事業者の提案による。

※乗下船に要する時間等については、粟島汽船にご相談ください。

※夜間（日没後）の運航は行わないこととする（詳細は粟島汽船にお問い合わせください）。

### (7) 旅行商品の内容

日帰り、宿泊を問わない。

### (8) 募集広告における記載事項

「新潟県、長岡市、佐渡市の支援を受けた特別企画（令和6年度）」と明記すること。

### (9) 実績の報告

事業終了後、事業の実績を報告すること。なお事業終了後に利用者へのアンケートを実施し、その結果を報告内容に盛り込むこと。

### (10) 寺泊港ターミナルの利用

ターミナルの利用については佐渡汽船に相談すること。なお、利用料は提案者の負担とする。

(11) 費用負担

高速船チャーター代及び船舶に係る経費は当協議会の負担とする。その他の費用は提案者の負担によるものとして商品造成すること。

3 公募のスケジュール

令和6年5月10日(金) 公募開始

令和6年5月14日(火) 質問書提出期限(様式1)

※質問書は、後述4(5)の連絡先にFAX又は電子メールで提出してください。

令和6年5月17日(金) 質問への回答予定日

※ホームページに掲載します。

令和6年5月27日(月) 提案書の提出期限

令和6年5月末日 採択(予定)者の決定

4 応募手続き等

(1) 提案者

旅行業登録を有する者で、本事業において、船舶をチャーターする者とする。

また、提案者及び提案者と共同で旅行商品を造成・販売する事業者は、次のア、イに掲げる条件をすべて満たすものでなければならない。

ア 次のいずれにも該当しない者であること。

ア) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をされた者

イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立をされた者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

※旅行業登録を有する複数の事業者が、共同で船舶をチャーターし、それぞれが旅行商品を造成・販売することは妨げないが、その場合は、代表者1社を提案者とすること。また、1社が船舶をチャーターし、旅行商品を複数の事業者で造成・販売する場合は、チャーターする事業者を提案者とする。

(2) 提出書類

下記①～⑤の書類を作成、提出すること。様式は①を除き任意とし、書類はA4判縦を基本とする。

①提案書(様式2)

②旅行商品の概要(行程、料金、募集定員、最少催行人員、その他商品内容が分かるもの)

③実施体制(責任者、担当者の役割、連絡先等、社内の体制が分かるもの。複数の事業者が共同で実施する場合は、各社の体制が分かるものも記載のこと。)

- ④スケジュール（商品造成からツアー実施、実績報告までのスケジュール）
  - ⑤その他（必要な事項を適宜記載ください）
- (3) 提出部数等
- ・ 提案書一式 7部
  - ・ 提案書の電子データ 1式
- (4) 提出期限
- 令和6年5月27日（月）17時必着
- ※提案書の提出方法は、持参または郵送とする。
- ※提出前に電話にてご連絡ください。
- (5) 提出先及び問い合わせ先
- 【事業全体に関する問い合わせ及び提出先】
- 新潟県庁港湾振興課港湾企画振興班
- ※住所 〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
- ※提出する封筒には「寺泊小木航路モデル事業提案書」と記載すること。
- ※連絡先 電話 025-280-5110 FAX 025-280-5089
- メールアドレス [ngt170010@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt170010@pref.niigata.lg.jp)
- 【船舶に関する問い合わせ先】
- 粟島汽船(株) 電話 0254-55-2131
- 【寺泊港ターミナルに関する問い合わせ先】
- 佐渡汽船(株) 電話 025-245-2281
- (6) その他
- ・ 提案書作成（提出するデータ作成を含む）に要する費用については採択・不採択に関わらず、提案者の負担とする。
  - ・ 提出物は返却しない。

## 5 審査・採択について

### (1) 審査方法

審査は原則として提出書類に基づいて行うが、必要に応じてヒアリング、追加資料の提出、実施内容の変更を求める場合がある。

### (2) 審査項目

以下の審査項目について総合的な評価を行う。

#### ①適合性

- ・ 提案内容が事業の目的に合致しているか。
- ・ 本事業を円滑に実施する体制となっているか。

#### ②有効性

- ・ 多くの送客が見込まれるか。
- ・ 寺泊・長岡地域、小木・佐渡地域の振興に資する内容か。

#### ③魅力度・先進性

- ・ 魅力的な商品か。
- ・ 新たな訪問先や体験メニュー等があるか。

④事業継続性

- ・次年度以降の事業継続が期待できる内容か。

(3) 結果の決定及び通知

採択・不採択に関わらず、その結果は提案者に書面で通知する。

なお、複数の提案があり、運航希望日が重複した場合は、実施日について協議することがある。

また、審査結果（不採択理由等）に関するお問い合わせには応じかねますので、ご了承ください。